

# 熊本市公報

## 第 1335 号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局総務課

発行日 毎 月 10 ・ 25 日

### 目 次

#### 規 則

○熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 5 7 号）..... 1763

#### 訓 令

○熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令（第 2 8 号）..... 1763

#### 告 示

- 生活保護法等による介護機関の指定（第 5 2 6 号）..... 1764
- 生活保護法による指定介護機関の変更（第 5 2 7 号）..... 1765
- 生活保護法による指定介護機関の廃止（第 5 2 8 号）..... 1765
- 平成 2 4 年度市県民税納税通知書の公示送達（第 5 2 9 号）..... 1766
- 生活保護法等による医療機関の指定（第 5 3 0 号）..... 1766
- 生活保護法による指定医療機関の変更（第 5 3 1 号）..... 1767
- 生活保護法による指定医療機関の廃止（第 5 3 2 号）..... 1767
- 生活保護法による指定医療機関の再開（第 5 3 3 号）..... 1768
- 配当計算書の公示送達（第 5 3 4 号）..... 1768
- 認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 5 3 6 号）..... 1768
- 会計管理者の事務の一部委任（第 5 3 7 号）..... 1769
- 身体障害者福祉法による医師の指定（第 5 3 9 号）..... 1769
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（第 5 4 1 号）..... 1770
- 特定計量器定期検査の実施（第 5 4 2 号）..... 1770
- 介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（第 5 4 3 号）..... 1771
- 廃棄物処理手数料収納事務の委託（第 5 4 4 号）..... 1771
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（第 5 4 5 号）..... 1772
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定（第 5 4 6 号）..... 1772
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（第 5 4 7 号）..... 1772
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（第 5 4 8 号）..... 1773
- 障害者自立支援法による医療機関の指定（第 5 4 9 号）..... 1773
- 認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 5 5 0 号）..... 1774
- 介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（第 5 5 1 号）..... 1774
- 認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 5 5 2 号）..... 1774
- 認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 5 5 3 号）..... 1775
- 屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（第 5 5 5 号）..... 1775
- 障害者自立支援法による事業者の指定（第 5 5 6 号）..... 1776
- 認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 5 5 7 号）..... 1776
- 土壌汚染対策法により指定した要措置区域の指定解除（第 5 5 8 号）..... 1777

○放置自転車の移動及び返還 (第 5 5 9 号) .....	1777
○市墓地使用公募の実施 (第 5 6 1 号) .....	1778
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 2 号) .....	1779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 3 号) .....	1779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 4 号) .....	1779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 5 号) .....	1780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 6 号) .....	1780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 7 号) .....	1780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 8 号) .....	1781
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 6 9 号) .....	1781
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 0 号) .....	1781
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 1 号) .....	1782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 2 号) .....	1782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 3 号) .....	1782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 4 号) .....	1783
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 5 7 8 号) .....	1783
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定 (第 5 8 0 号) .....	1784
○平成 2 4 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (第 5 8 1 号) .....	1784
○平成 2 4 年度介護保険料督促状の公示送達 (第 5 8 2 号) .....	1784
○差押調書及び配当計算書の公示送達 (第 5 8 3 号) .....	1785

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (第 5 5 2 号) .....	1785
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 5 3 号) .....	1785
○熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会委員の選挙期日及び選挙人名簿の縦覧 (第 5 5 5 号) .....	1786
○熊本市農用地利用集積計画の決定及び縦覧 (第 5 5 7 号) .....	1786
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 5 8 号) .....	1786
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定病院の認定 (第 5 5 9 号) .....	1786
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の認定 (第 5 6 0 号) .....	1787
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 6 3 号) .....	1787
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 6 4 号) .....	1788
○仮換地指定通知の掲示 (第 5 6 9 号) .....	1788
○仮換地指定通知の送付 (第 5 7 0 号) .....	1788
○障害者自立支援法による自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (第 5 7 1 号) .....	1789
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 3 号) .....	1789
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 4 号) .....	1790
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 6 号) .....	1790
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 7 号) .....	1790
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 8 号) .....	1791
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 7 9 号) .....	1791
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 8 1 号) .....	1791
○開発行為に関する工事の完了 (第 5 8 4 号) .....	1792

中 央 区

○住民票の職権消除 (告示第 1 1 号) .....	1792
○住民票の職権消除 (告示第 1 2 号) .....	1792

上 下 水 道 局

- 排水設備指定工事店の異動（告示第 6 3 号）
- 指定給水装置工事事業者の指定（告示第 6 4 号）
- 公共下水道の供用開始（告示第 6 5 号）
- 排水設備指定工事店の指定（告示第 6 6 号）

教 育 委 員 会

- 熊本市指定有形文化財の指定（告示第 1 2 号）
- 熊本市教育委員会会議の開催（告示第 1 3 号）

規 則

規則第 1 5 7 号  
平成 2 4 年 8 月 9 日

熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市オンブズマン条例施行規則（平成 2 3 年規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「社団法人熊本市シルバー人材センター」を「公益社団法人熊本市シルバー人材センター」に、「財団法人熊本地下水基金」を「公益財団法人くまもと地下水財団」に、「財団法人熊本市勤労者福祉センター」を「一般財団法人熊本市勤労者福祉センター」に、「財団法人熊本市国際交流振興事業団」を「一般財団法人熊本市国際交流振興事業団」に、「財団法人熊本国際観光コンベンション協会」を「一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会」に、

「財団法人熊本市住宅協会

財団法人熊本市水道サービス公社

を

「財団法人熊本市水道サービス公社

に、「財団法人熊本市学校給食会」を「公益財団法人熊本市学校給食会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 2 8 号  
平成 2 4 年 7 月 3 1 日

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市市有財産審議会に関する訓令（平成 15 年訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 11 号を削り、第 12 号を第 9 号とする。

第 7 条中「会長は」の次に「、前条の規定にかかわらず」を加え、同条第 7 号中「市道等若しくは法定外公共物として」を「市道等（市道及び県道をいう。以下同じ。）若しくは法定外公共物として」に、「付替」を「付替え」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 市道等又は法定外公共物の払下処分に関する事項

附 則

この訓令は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

告 示

告 示 第 5 2 6 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
ブロッサムはません 熊本市南区田迎四丁目 9-16 株式会社ヒューマンケアブロッサムズ 代表取締役 橋部 昌浩	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24 年 6 月 18 日
福祉用具レンタル A T S 熊本市東区健軍三丁目 50-22 ブルージュ 曙 406 エーティーエス株式会社 代表取締役 中原 ユキ	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成 24 年 6 月 25 日
ヘルパーステーションおはな 熊本市中央区白山二丁目 11-16 医療法人前田会 理事長 前田 篤志	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24 年 7 月 1 日
居宅介護支援事業所 泉ヶ丘 熊本市東区健軍五丁目 1-5 グランデュール 健軍 001 号室 社会福祉法人はちす福祉会 理事長 坂門 秀隆	居宅介護支援	平成 24 年 7 月 2 日
ヘルパーステーション ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目 4-2 株式会社 クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24 年 7 月 9 日
吉祥苑デイサービスセンター新外 熊本市東区新外二丁目 1-15 株式会社 絆 代表取締役 大川原 小夜子	通所介護・介護予防通所介護	平成 24 年 7 月 5 日

学研ココファン水前寺HC 熊本市中央区出水一丁目 8-20 株式会社 学研ココファン 代表取締役社長 小早川 仁	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24 年 7 月 9 日
デイサービスココファン尾ノ上 熊本市東区尾ノ上一丁目 25-30 株式会社 学研ココファン 代表取締役社長 小早川 仁	通所介護・介護予防通所介護	平成 24 年 7 月 9 日
マザーハウス江津 熊本市東区江津四丁目 8-1 D U A T 株式会社 代表取締役 河田 親平	通所介護	平成 24 年 7 月 10 日
在宅ステーション水前寺居宅介護支援事業所 熊本市中央区上水前寺一丁目 6 番 5 号 医療法人 清和会 理事長 東野 裕司	居宅介護支援	平成 24 年 7 月 14 日
デイサービスセンター沙羅 熊本市東区戸島西二丁目 6-97 合同会社 沙羅 代表社員 川口 輝久	通所介護・介護予防通所介護	平成 24 年 7 月 6 日

告 示 第 5 2 7 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：アースサポート熊本 所在地：熊本市中央区白山二丁目 1-1 開設者氏名：アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明 開設者住所：東京都渋谷区本町一丁目 4-14	平成 24 年 6 月 15 日	その他変更
旧	介護機関名称：アースサポート熊本 所在地：熊本市中央区白山二丁目 1-1 開設者氏名：アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明 開設者住所：東京都渋谷区本町一丁目 8-7		

告 示 第 5 2 8 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
在宅ステーション水前寺居宅介護支援事業所 熊本市中央区水前寺五丁目 2 番 2 2 号 医療法人 清和会 理事長 東野 裕司	平成 24 年 7 月 13 日

告 示 第 5 2 9 号

平成 24 年 7 月 26 日

平成 24 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	市県民税	2 期	平成 24 年 8 月 31 日	2 人
		3 期	平成 24 年 10 月 31 日	
		4 期	平成 24 年 1 月 31 日	

告 示 第 5 3 0 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
荒瀬歯科医院 熊本市東区上南部二丁目 2-2 ゆめタウンサン ピアン 3F 荒瀬 陽一	歯科、歯科口腔外科	平成 24 年 7 月 1 日
(薬局)		
あおい薬局 熊大店 熊本市中央区九品寺一丁目 18-14 有限会社 あおい薬局 取締役 後藤 弘次	薬局	平成 24 年 6 月 1 日
(あん摩・マッサージ)		
地域マッサージ院 熊本市北区貢町 233-3 地域マッサージ院 施術者：藤田 聡	あん摩・マッサージ	平成 24 年 7 月 12 日

(柔道整復)

城の湯整骨院 熊本市西区上熊本二丁目 8-43 施術者：櫻井 剛史	柔道整復	平成 24 年 6 月 9 日
---	------	-----------------

告 示 第 5 3 1 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(診療所)			
新	くまもと森都総合病院 熊本市中央区新屋敷一丁目 17-27 医療法人 創起会 理事長 藤山 重俊	平成 24 年 7 月 1 日	医療機関名変更
旧	NTT西日本九州病院 熊本市中央区新屋敷一丁目 17-27 医療法人 創起会 理事長 藤山 重俊		
新	さとう胃腸内科クリニック 熊本市北区西梶尾町 452-3 医療法人社団 秋康会 理事長 佐藤 信之	平成 24 年 6 月 14 日	医療機関名変更
旧	さとうクリニック 熊本市北区西梶尾町 452-3 医療法人社団 秋康会 理事長 佐藤 信之		
(訪問看護)			
新	訪問看護ステーションすなとり 熊本市中央区神水一丁目 21-16 社会医療法人 芳和会	平成 24 年 4 月 1 日	法人格変更
旧	訪問看護ステーションすなとり 熊本市中央区神水一丁目 21-16 医療法人 芳和会		

告 示 第 5 3 2 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止・辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(診療所)	

松岡整形外科医院 熊本市北区清水本町 2-13 松岡 正敏	平成 24 年 6 月 28 日
ふくもと整形外科 熊本市東区花立一丁目 13-15 医療法人 福本会 理事長 福本 巧	平成 24 年 6 月 30 日
佐藤皮膚科医院 熊本市中央区南熊本五丁目 7-3 佐藤 隆久	平成 24 年 6 月 30 日

## 告示第 533 号

平成 24 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から再開の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	再開年月日
(歯科)	
西日本病院 熊本市東区八反田三丁目 20-1 医療法人財団 聖十字会 理事長 末永 英文	平成 24 年 5 月 1 日

## 告示第 534 号

平成 24 年 7 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 人
- 2 送達をする書類名  
配当計算書

## 告示第 536 号

平成 24 年 7 月 27 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした帯山西校区第一町内自治会から、同条 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所

「伊藤 慎二郎 熊本市新大江三丁目 20 番 32 号」を「石田 才智 熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 20 号」に改める。

告 示 第 5 3 7 号

平成 24 年 7 月 27 日

地方自治法第 171 条第 4 項に基づき、会計管理者をして次表第 1 左欄に掲げる出納員に同表中欄に掲げる事務を、同表左欄に掲げる出納員をして同表右欄に掲げる分任出納員に同表中欄に掲げる事務を、それぞれ委任したので同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 委任させる事務 次表第 1 のとおり
- 2 委任期間 7 月 11 日からの大雨被害に対する義援金箱設置期間

表第 1

出納員	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
健康福祉政策課長	出納員の指定する区域内の 7 月 11 日からの大雨被害に対する義援金の収納	健康福祉政策課の職員である分任出納員及び 7 月 11 日からの大雨被害に対する義援金箱を設置している施設に勤務する職員である分任出納員

告 示 第 5 3 9 号

平成 24 年 7 月 31 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
内 科	宮瀬 秀一	熊本託麻台病院	熊本市東区尾ノ上一丁目 14 番 27 号	平成 24 年 5 月 1 日
泌尿器科	田上 憲一郎	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 24 年 6 月 1 日
内 科	濱本 淳二	水前寺とうや病院	熊本市中央区水前寺五丁目 2 番 22 号	平成 24 年 4 月 1 日
外 科	内野 良仁	熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野 285 番地 29	平成 24 年 4 月 1 日
内 科	飯田 一正	博愛会病院	熊本市中央区紺屋今町 4 番 3 号	平成 24 年 7 月 27 日
外 科	柴田 和哉	杉村病院	熊本市中央区本荘三丁目 7 番 18 号	平成 24 年 7 月 27 日
整形外科	畠 邦晃	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 60 号	平成 24 年 7 月 27 日
脳神経外科	北野 郁夫	メディカルケアセンターファイン	熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	平成 24 年 7 月 27 日
神経内科	池野 幸一	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 24 年 7 月 27 日

告 示 第 5 4 1 号

平成 2 4 年 8 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370108914	田原坂訪問介護サービス 熊本市北区植木町平原 2 1 2	医療法人社団東洋会 熊本市北区植木町平原 2 1 2 理事長 平田 武臣	平成 24 年 8 月 1 日	訪問介護
4370108914	田原坂訪問介護サービス 熊本市北区植木町平原 2 1 2	医療法人社団東洋会 熊本市北区植木町平原 2 1 2 理事長 平田 武臣	平成 24 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護

告 示 第 5 4 2 号

平成 2 4 年 8 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
9 月 4 日	松尾東公民館
	松尾東
9 月 5 日	近津公民館
	松尾西
9 月 6 日	田崎市場 西九州青果市場せり場
	—
9 月 7 日	田崎市場 西九州青果市場せり場
	—
9 月 1 1 日	松尾北コミュニティセンター
	松尾北
9 月 1 2 日	芳野コミュニティセンター
	芳野
9 月 1 3 日	河内総合出張所 地下駐車場
	河内・白浜分校

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午まで  
午後 1 時から午後 3 時まで

※ 芳野コミュニティセンター会場は、受付時間が午後 1 時から午後 3 時までとなりますので、ご

注意ください。

※ 田崎市場会場は、受付時間が午前 8 時から午前 10 時までとなりますので、ご注意ください。  
上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 24 年 8 月 1 日（水）から平成 24 年 11 月 30 日（金）まで

告 示 第 5 4 3 号

平成 24 年 8 月 1 日

介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 1 1 及び同法施行規則第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101170	グループホーム ヒューマン ケア富合 熊本市南区富合町廻江字外平 829番	有限会社 ヒューマン・ ケア 熊 本 県 合 志 市 幾 久 富 1909番地700 代表者 下條 寛二	平成24年8月1日	認知症対応型共 同生活介護

告 示 第 5 4 4 号

平成 24 年 8 月 1 日

熊本市指定収集袋受注業務及び廃棄物処理手数料収納管理業務の委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則に規定する廃棄物処理手数料の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 業務の概要

(1) 業務名

熊本市指定収集袋受注業務及び廃棄物処理手数料収納管理業務委託

(2) 受託者

京都府長岡京市城の里 10-9

日本グリーンパックス 株式会社 代表取締役 山中 利一

- (3) 委託期間 平成24年8月1日から平成27年9月30日まで
- (4) 委託する歳入の種類  
廃棄物処理手数料

告示第545号

平成24年8月1日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370103162	I O B訪問介護事業所 熊本市東区若葉五丁目10番16号	特定非営利活動法人I O Bスポーツ推進事業団 熊本市中央区水前寺三丁目44番34号 理事長 福島 貴志	平成24年8月1日	介護予防訪問介護

告示第546号

平成24年8月1日

介護保険法第78条の2に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第78条の11及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101188	地域密着型介護老人福祉施設上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目12番24号	社会福祉法人 愛誠会 熊本市北区太郎迫町144番1 理事長 河本 妙子	平成24年8月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

告示第547号

平成24年8月1日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370108922	上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目12番24号	社会福祉法人 愛誠会 熊本市北区太郎迫町144番1 理事長 河本 妙子	平成24年8月1日	短期入所生活介護

4370108922	上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目 1 2 番 2 4 号	社会福祉法人 愛誠会 熊本市北区太郎迫町 1 4 4 番 1 理事長 河本 妙子	平成24年8月1日	介護予防短期入 所生活介護
------------	------------------------------------	---	-----------	------------------

告 示 第 5 4 8 号

平成 2 4 年 8 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370108930	通所介護事業所 上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目 1 2 番 2 4 号	社会福祉法人愛誠会 熊本市北区太郎迫町 1 4 4 番地 1 理事長 河本 妙子	平成 24 年 8 月 1 日	通所介護
4370108930	通所介護事業所 上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目 1 2 番 2 4 号	社会福祉法人愛誠会 熊本市北区太郎迫町 1 4 4 番地 1 理事長 河本 妙子	平成 24 年 8 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 5 4 9 号

平成 2 4 年 8 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	指定年月日
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	眼科	青木 浩則	平成 2 4 年 8 月 1 日
内科・熊本クリニック	熊本市東区沼山津四丁目 1 番 1 号	腎臓	中下 尚登	平成 2 4 年 8 月 1 日
アイン薬局富合店	熊本市南区富合町古閑 9 5 9 番地 1	調剤	前田 祐介	平成 2 4 年 8 月 1 日
そうごう薬局 北帯山店	熊本市中央区帯山四丁目 1 8 番 2 0 号	調剤	柳井 英伸	平成 2 4 年 8 月 1 日
ホスピタ薬局	熊本市南区御幸木部一丁目 2 番 3 8 号	調剤	湊田 昌宏	平成 2 4 年 8 月 1 日
さくら調剤薬局 北部店	熊本市北区楠野町 1 0 6 8 番地 3	調剤	吉賀 智紀	平成 2 4 年 8 月 1 日
さくら調剤薬局楠店	熊本市北区楠七丁目 1 番 6 5 号	調剤	渡辺 大介	平成 2 4 年 8 月 1 日

保険調剤みらい薬局	熊本市中央区水前寺四丁目 30 番 28 号	調剤	長井 陽典	平成 24 年 8 月 1 日
あおい薬局熊本店	熊本市中央区九品寺一丁目 18 番 14 号	調剤	川村 のぞみ	平成 24 年 8 月 1 日
くまもと東部薬局	熊本市中央区湖東一丁目 1 番 65 号	調剤	吉村 ルミ	平成 24 年 8 月 1 日
りんご調剤薬局	熊本市東区八反田三丁目 18 番 1 号	調剤	谷口 万里	平成 24 年 8 月 1 日

告示第 550 号

平成 24 年 8 月 1 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした御幸 7 町内自治会から、同条 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「園田 宏幸 熊本市御幸笛田一丁目 1 番 32 号」を「村田 昭英 熊本市南区御幸笛田二丁目 9 番 22 号」に改める。

事務所の所在地

「熊本市御幸笛田一丁目 1 番 32 号」を「熊本市南区御幸笛田二丁目 9 番 22 号」に改める。

告示第 551 号

平成 24 年 8 月 1 日

介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101162	小規模多機能型居宅介護事業所 まきの里 熊本市東区小山一丁目 686-1	一般社団法人 五木会 熊本市東区長嶺東九丁目 7 番 2 号 代表理事 宮本 眞紀子	平成 24 年 8 月 1 日	小規模多機能型居宅介護
4390101162	小規模多機能型居宅介護事業所 まきの里 熊本市東区小山一丁目 686-1	一般社団法人 五木会 熊本市東区長嶺東九丁目 7 番 2 号 代表理事 宮本 眞紀子	平成 24 年 8 月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告示第 552 号

平成 24 年 8 月 1 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした秋津校区一町内自治会から、同条 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「泉 秀寛 熊本市沼山津四丁目 6 番 7 8 号」を「福田 聖司 熊本市沼山津四丁目 8 番 4 7 号」に改める。

告 示 第 5 5 3 号

平成 2 4 年 8 月 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした古閑自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字古閑 5 番地から大字古閑 1 2 1 4 番地までの区域とする。」を「熊本市北区植木町古閑 5 番地から古閑 1 2 1 4 番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所

「熊本県鹿本郡植木町大字古閑 1 0 3 4 番地 1」を「熊本県熊本市北区植木町古閑 1 0 3 4 番地 1」に改める。

告 示 第 5 5 5 号

平成 2 4 年 8 月 2 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管開始日
7 月 1 7 日	はり札等	7	長嶺	7 月 1 8 日
7 月 1 9 日	はり札等	5	薄場・谷尾崎	7 月 2 0 日
7 月 2 3 日	はり札等	5	大江・水前寺・渡鹿・田迎	7 月 2 4 日
	立看板等	9	健軍・水前寺・八反田・長嶺	
7 月 2 4 日	はり札等	6	新南部・八王子	7 月 2 5 日
	立看板等	5	神水・秋津・東町	
7 月 2 6 日	はり札等	1 3	日吉・白藤・野中・花園	7 月 2 7 日
7 月 2 7 日	はり札等	2	富合町	7 月 2 8 日
	立看板等	8	東町・戸島・尾ノ上・三郎・小峯・新外	

保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3 - 1）

## 告示第556号

平成24年8月2日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスを行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) くまもとさんさん21 熊本市東区戸島本町12-40
- (2) 自立支援センター オアシス 熊本市北区清水岩倉一丁目18-1
- (3) 有限会社 在宅介護ネットゆとり 熊本市中央区京町一丁目14-8-704
- (4) グループホームさんぷうか 水前寺 熊本市中央区白山一丁目4-9 末永ビル2階
- (5) サポートセンター河内 共同生活援助・共同介護事業所 熊本市西区河内町船津2285

## 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) NPO法人 くまもとさんさん21 理事長 島村 徳昭  
熊本市東区戸島本町12-40
- (2) 一般社団法人 オアシス 代表理事 八戸 正紘  
熊本市北区清水岩倉一丁目18-1
- (3) 有限会社 在宅介護ネットゆとり 代表取締役 西 道子  
熊本市中央区京町一丁目14-8-704
- (4) 特定非営利活動法人 山風華 理事長 塚本 春代  
熊本県上益城郡山都町下名連石582
- (5) NPO法人 八紘会 理事長 上村 以知子  
熊本市西区河内町船津2285

## 3 指定年月日

平成24年8月1日

## 4 障害福祉サービスの種類

- (1) 就労継続支援A型
- (2) 就労継続支援A型
- (3) 同行援護
- (4) 共同生活援助
- (5) 共同生活介護・共同生活援助

## 5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 特定無し
- (4) 知的障害者・精神障害
- (5) 特定無し

## 告示第557号

平成24年8月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした白山校区第9町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市国府二丁目5番全域、6番58号から113号、16番全域、国府三丁目10番全域、11番全域、12番22号、30号から35号、48号から49号、国府四丁目全域、国府本町10番21号、26号、11番1号、22号、12番9号、12号から48号、の区域とする。」を「熊本市中央

区国府二丁目5番全域、6番58号から113号、16番全域、中央区国府三丁目10番全域、11番全域、12番22号、30号から35号、48号から49号中央区国府四丁目全域、中央区国府本町10番21号、26号、11番1号、22号、12番9号、12号から48号の区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市国府四丁目1番17号」を「熊本市中央区国府四丁目1番17号」に改める。

代表者に関する事項

「熊本市国府四丁目1番17号 代表者西村正一」を「熊本市中央区国府四丁目1番17号 代表者西村正一」に改める。

#### 告示第558号

平成24年8月3日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成24年告示第117号で同条第1項の規定に基づき指定した区域（以下「要措置区域」という。）の全部について同項の指定を解除するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 要措置区域の指定を解除する土地  
熊本市中央区本荘町字瀬口398番2の一部
- 2 同条第1項の指定の事由がなくなると認める特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講じられた措置  
土壤汚染の除去

#### 告示第559号

平成24年8月6日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
  - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
    - ア 平成24年7月18日 中央区九品寺五丁目8、大江出張所、中央区安政町3、三年坂通り、安政町通り、りんどう通り、城見町通り、中央区手取本町4・5、駕町通り、長堀前、市役所前、中央区花畑町9、中央区手取本町、武蔵小路、蓮政寺公園、クラブ通り、中央区下通一丁目3
    - イ 平成24年7月20日 中央区桜町、中央区花畑町、中央区桜町3・4・5、中央区辛島町
    - ウ 平成24年7月23日 中央区紺屋今町4、銀杏通り、中央区花畑町、代継橋下、新市街アーケード、プールスコート通り、中央区下通り2、新栄通り、栄通り、県民百貨店、富士通り、辛島公園、シャワー通り、西銀座通り、東寿通り
    - エ 平成24年7月24日 並木坂、中央区坪井2-3・1-3、中央区南坪井8、上通り、中央区上通り10、銀座通り、中央区城東2、中央区城東14、銀座通り歩道橋下、中央区上通り16
    - オ 平成24年7月25日 崇城大学市民ホール、白川公園、蓮政寺通り、中央区手取本町4、三年坂通り、りんどう通り、銀杏通り、中央区下通一丁目3、駕町通

- り、間島橋バス停、東区沼山津一丁目23、中央区手取本町、三年坂、クラブ通り、中央区手取本町4、市庁舎通り
- カ 平成24年7月26日 相撲町通り、銀座通り、光琳寺通り、銀座中通り、銀座歩道橋下
- キ 平成24年7月27日 本荘交番、中央区城東2、中央区花畑町12、西銀座通、栄通り、ワシントン通り、中央区下通、中央区城東2、碩台通り
- (2) 保管の場所 平成第二自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成24年8月6日まで
- 2 移動・保管台数  
自転車 244台
- 3 返還事務を行う曜日・時間  
月曜日から土曜日まで  
午前10時から午後4時30分まで  
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項  
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）  
平成第二自転車保管所  
熊本市南区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

## 告示第561号

平成24年8月7日

熊本市墓地条例（昭和39年条例第34号）第4条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 公募の期間  
平成24年8月27日から  
平成24年9月7日まで  
（土曜・日曜・祝日を除く）
- 2 公募する墓地の名称及び位置
- |          |              |
|----------|--------------|
| 熊本市清水墓園  | 熊本市北区清水新地七丁目 |
| 熊本市浦山墓園  | 熊本市中央区黒髪七丁目  |
| 熊本市立田山墓地 | 熊本市中央区黒髪七丁目  |
| 熊本市小峯墓地  | 熊本市中央区黒髪四丁目  |
| 熊本市花園墓地  | 熊本市西区花園四丁目   |
| 熊本市城山墓園  | 熊本市西区上代九丁目   |
- 3 公募する区画数
- |          |     |
|----------|-----|
| 熊本市清水墓園  | 4区画 |
| 熊本市浦山墓園  | 3区画 |
| 熊本市立田山墓地 | 5区画 |
| 熊本市小峯墓地  | 5区画 |
| 熊本市花園墓地  | 5区画 |
| 熊本市城山墓園  | 5区画 |
- 4 申込方法  
市役所健康福祉政策課および各市営墓地の管理事務所で配布する募集要項に添付された申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課へ持参する。

## 告示第562号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした秋津校区第2町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市沼山津一丁目25番81号から97号まで並びに熊本市沼山津二丁目の全区域並びに沼山津三丁目1番、5番1号、5番5号、5番6号、5番37号、5番60号から66号、6番から9番、10番112号、10番117号、10番119号、10番126号から135号、12番5号、12番6号、12番46号、12番53号、13番から16番までとする」を「本会の区域は、熊本市東区沼山津一丁目25番81号から97号まで並びに熊本市東区沼山津二丁目の全区域並びに東区沼山津三丁目1番、5番1号、5番5号、5番6号、5番37号、5番60号から66号、6番から9番、10番112号、10番117号、10番119号、10番126号から135号、12番5号、12番6号、12番46号、12番53号、13番から16番までとする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市沼山津二丁目8番40号」を「熊本市東区沼山津二丁目8番40号」に改める。

## 告示第563号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻北校区第1町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市上南部一丁目1番から熊本市上南部一丁目23番までの区域とする。但し、上南部二丁目17番10号を含む。」を「本会の区域は、熊本市東区上南部一丁目1番から熊本市東区上南部一丁目23番までの区域とする。但し、東区上南部二丁目17番10号を含む。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市上南部一丁目14番21号」を「熊本市東区上南部一丁目14番21号」に改める。

## 告示第564号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻北校区第2町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市上南部町435番地から436番地4、626番地から1278番地、1295番地から1375番地、1378番地、1432番地から1445番地。御領町299番地から306番地、320番地から322番地9の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市東区上南部一丁目から四丁目の一部及び全部、御領八丁目の一部、上南部町全部、石原一丁目の一部の区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市上南部三丁目17番10号」を「熊本市東区上南部三丁目17番10号」に改める。

## 告示第565号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした画図校区第7町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は熊本市画図町大字下無田24から25、49から52、57、59、61から63、65、67から69、71、75、77から79、82から85、87から119、124から125、126から252、253から326、327から438、439から537、538から611、612から717、1018から1123、2101番地までの区域とする」を「本会の区域は熊本市東区画図町大字下無田24から25、49から52、57、59、61から63、65、67から69、71、75、77から79、82から85、87から119、124から125、126から252、253から326、327から438、439から537、538から611、612から717、1018から1123、2101番地までの区域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市画図町大字下無田164番地」画図第7町内公民館、を「熊本市東区画図町大字下無田164番地」画図第7町内公民館、に改める。

代表者の住所

「熊本市画図町大字下無田84番地」を「熊本市東区画図町下無田84番地」に改める。

## 告示第566号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした画図校区第6町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市画図東一丁目、二丁目及び画図町大字上無田の全域とする」を「本会の区域は、熊本市東区画図東一丁目、二丁目及び画図町上無田の全域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市画図東一丁目6番26号」を「熊本市東区画図東一丁目6番26号」に改める。

## 告示第567号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻北六町内神園自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市神園全域、熊本市御領七丁目全域、熊本市長嶺東八丁目6番から15番、熊本市石原二丁目1番40号から50号とする。」を「本会の区域は、熊本市東区神園全域、熊本市東区御領七丁目全域、熊本市東区長嶺東八丁目6番から15番、熊本市東区石原二丁目1番40号から50号とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市神園一丁目7番28号」を「熊本市東区神園一丁目7番28号」に改める。

---

**告示第568号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした月出校区第二町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市月出一丁目1番1号から熊本市月出二丁目6番78号までの区域とする。但し、月出一丁目8番23号、同25号を除く。」を「熊本市東区月出一丁目1番1号から熊本市東区月出二丁目6番78号までの区域とする。但し、月出一丁目8番23号、同25号を除く。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市月出二丁目3番51号」を「熊本市東区月出二丁目3番51号」に改める。

代表者の住所

「熊本市月出一丁目4番8号」を「熊本市東区月出一丁目4番8号」に改める。

---

**告示第569号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした山ノ内校区第3町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市山ノ神一丁目及び熊本市山ノ神二丁目の区域」を「熊本市東区山ノ神一丁目及び熊本市東区山ノ神二丁目の区域」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市山ノ神一丁目3262番地18」を「熊本市東区山ノ神一丁目10番地」に改める。

代表者の住所

「熊本市山ノ神二丁目5番47号」を「熊本市東区山ノ神二丁目5番47号」に改める。

---

**告示第570号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした秋津校区第一町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市沼山津三丁目2番3号から39号、3番全域、4番全域、5番7号から55号、9番32号から37号、10番1号から110号、114号から117号、137号から152号、11番全域、12番1号から5号、11号から38号、50号から53号、沼山津四丁目全域までの区域とする」を「熊本市東区沼山津三丁目2番3号から39号、3番全域、4番全域、5番7号から55号、9番32号から37号、10番1号から110号、114号から117号、137号から152号、11番全

域、12番1号から5号、11号から38号、50号から53号、熊本市東区沼山津四丁目全域までの区域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市沼山津三丁目4番33号」を「熊本市東区沼山津三丁目4番33号」に改める。

---

**告示第571号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした泉ヶ丘校区第一町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市広木町1番1号から熊本市広木町30番19号までの区域とする。但し、広木町24番22号から27号を除くものとする」を「熊本市東区広木町1番1号から熊本市東区広木町30番19号までの区域とする。但し、広木町24番22号から27号を除くものとする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市広木町8番12号」を「熊本市東区広木町8番12号」に改める。

代表者の住所

「熊本市広木町8番12号」を「熊本市東区広木町8番12号」に改める。

---

**告示第572号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした託麻東校区第7町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所の所在地

「熊本市戸島六丁目16番8号」(戸島日向上公民館)を「熊本市東区戸島六丁目16番8号」(戸島日向上公民館)に改める。

代表者の住所

「熊本市戸島本町12番121号」を「熊本市東区戸島本町12番121号」に改める。

---

**告示第573号**

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした長嶺校区第3町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市戸島町の次の区域とする。

熊本市戸島町1815、1960、2938から2945、2947、2948、2965、2967から2969、2985から2987、2989から3006、3008、3010から3013、3015から3102、3181から3184、3221から3224、3228、

3230から3234、3239から3245、3249、3250、3252、3254から3266、3271から3275、3277から3280、3282から3289、3291、3292、3294から3299、3301、3302、3304、3305、3307、3308、3309から3384、3408から3421、3425から3470」を「本会の区域は、熊本市東区戸島西1、2、3及び六丁目の区域内とする。東区戸島西一丁目1より23番全域、24、25、27番一部、28番全域、29番一部、30より33番全域。東区戸島西2丁目1より6番全域。東区戸島西三丁目1より5番全域。東区戸島西六丁目1より4番全域、6番全域、14番全域。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市戸島西一丁目7番63号(長嶺校区第3町内公民館内)」を「熊本市東区戸島西一丁目7番63号(長嶺校区第3町内公民館内)」に改める。

代表者の住所

「熊本市戸島西一丁目27番地3号」を「熊本市東区戸島西一丁目27番地3号」に改める。

---

#### 告示第574号

平成24年8月7日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした尾ノ上校区第3町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は熊本市京塚本町1番1号から熊本市京塚本町68番18号までの区域とする」を「本会の区域は熊本市東区京塚本町1番1号から熊本市東区京塚本町68番18号までの区域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市京塚本町48番2号」を「熊本市東区京塚本町48番2号」に改める。

代表者の住所

「熊本市京塚本町54番9号」を「熊本市東区京塚本町54番9号」に改める。

---

#### 告示第578号

平成24年8月9日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした御幸7町内自治会から、同条11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市御幸笛田一丁目1番から12番(2番35号から38号、40号、41号、43号、45号、46号、48号、50号から55号、70号、71号、73号、80号から93号、95号、102号、103号、105号から106号、115号、120号、121号、3番、4番、5番、12番2号、5号、7号、10号、11号を除く)、熊本市御幸笛田二丁目1番から15番(3番、4番12号、15号から16号、20号、22号、26号から28号、5番、6番、7番、8番21号から27号、30号、32号、33号、36号、15番3号、5号、6号、12号、18号、20号、21号、25号を除く)、熊本市幸田一丁目4番(1号を除く)、6番41号、7番12号、17号から21号、熊本市幸田二丁目1番から7番までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区御幸笛田一丁目1番から12番(2番35号から38号、40号、41号、43号、45号、46

号、48号、50号から55号、70号、71号、73号、80号から93号、95号、102号、103号、105号、106号、115号、120号、121号、3番、4番、5番、12番2号、5号、7号、10号、11号を除く)、熊本市南区御幸笛田二丁目1番から15番(3番、4番12号、15号、16号、20号、22号、26号から28号、5番、6番、7番、8番21号から27号、30号、32号、33号、36号、15番3号、5号、6号、12号、18号、20号、21号、25号を除く)、熊本市南区幸田一丁目4番(1号を除く)、6番41号、7番12号、17号から21号、熊本市南区幸田二丁目1番から7番までの区域とする。」に改める。

告示第580号

平成24年8月10日

介護保険法第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101196	小規模多機能ホーム おひさま 熊本市中央区世安町397-2	株式会社 ヤマムラ 熊本市中央区本山三丁目 7-3 代表者 竹谷 陽子	平成24年8月11日	小規模多機能型 居宅介護
4390101196	小規模多機能ホーム おひさま 熊本市中央区世安町397-2	株式会社 ヤマムラ 熊本市中央区本山三丁目 7-3 代表者 竹谷 陽子	平成24年8月11日	介護予防小規模 多機能型居宅介 護

告示第581号

平成24年8月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成24年度	6月期	1141人
	5月期	2人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成24年8月20日

告示第582号

平成24年8月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法143条において

準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、及び熊本市介護保険条例第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成24年度	6月期	167人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成24年8月20日

告示第583号

平成24年8月10日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）の送達及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

公 告

公告第552号

平成24年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西區城山半田一丁目832番1、832番2  
269.08平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区土河原町487番地1  
川越 昭宏  
川越 朝美

公告第553号

平成24年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東區長嶺南四丁目2156番14  
1,514.71平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区高平二丁目14番53号  
株式会社 川崎ハウジング  
代表取締役 若林 和彦

**公告第555号**

平成24年7月30日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成24年10月14日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

- 1 縦覧期間 平成24年8月29日から平成24年9月11日まで（土曜日・日曜日を含む）  
2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
3 縦覧場所 熊本市西区春日三丁目12-1  
熊本市熊本駅西土地区画整理事業所

**公告第557号**

平成24年7月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成24年度熊本市農用地利用集積計画第4号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

**公告第558号**

平成24年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区西梶尾町字下畑569番、571番9  
2,098.98平方メートル  
2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区出水三丁目10番35号  
フリベリー不動産 株式会社  
代表取締役 立花 謹雄

**公告第559号**

平成24年8月1日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第

33 条第 4 項の規定により、特定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 病院の名称

- (1) 熊本県立こころの医療センター
- (2) 明生病院

2 病院の所在地

- (1) 熊本市南区富合町平原 3 9 1
- (2) 熊本市北区大窪二丁目 6 番 2 0 号

3 認定期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

公告第 560 号

平成 24 年 8 月 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 第 1 項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 病院の名称及び所在地

- (1) 熊本県立こころの医療センター（熊本市南区富合町平原 3 9 1）
- (2) くまもと青明病院（熊本市中央区渡鹿五丁目 1 番 3 7 号）
- (3) ニキハーティースピタル（熊本市東区月出四丁目 6 番 1 0 0 号）
- (4) 森病院（熊本市南区近見一丁目 3 番 3 号）
- (5) ピネル記念病院（熊本市東区佐土原一丁目 8 番 3 3 号）
- (6) 明生病院（熊本市北区大窪二丁目 6 番 2 0 号）
- (7) 龍田病院（熊本市中央区黒髪六丁目 1 2 番 5 1 号）
- (8) 桜が丘病院（熊本市西区池田三丁目 4 4 番 1 号）
- (9) 弓削病院（熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 番 2 号）
- (10) 向陽台病院（熊本市北区植木町鑑田 1 0 2 5）
- (11) 城南病院（熊本市南区城南町舞原無番地）

2 認定期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

公告第 563 号

平成 24 年 8 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区鹿帰瀬町 6 5 1 番 1、6 5 1 番 2、6 5 6 番、6 5 8 番 1、6 5 9 番 4、6 5 9 番 5、  
6 6 0 番 1  
2 4 6 6. 7 9 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区白藤二丁目 3 番 6 8 号  
緑川林業有限会社  
代表取締役 福田 伸也

公告第564号

平成24年8月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区平山町3331番1、3331番2  
4990.04平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区江津一丁目15番6号  
株式会社 横田産業  
代表取締役 横田 徳二

公告第569号

平成24年8月6日

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業地区内の熊本県熊本市西区春日五丁目3番5号春日小学校前の掲示板に掲示されている旨を、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項後段の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏名	最後の住所	
株式会社東宏実業	熊本市中央区黒髪一丁目12番7号	熊本県熊本市春日三丁目927番3、927番5、927番12

公告第570号

平成24年8月6日

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	最後の住所	

<p>株式会社東宏実業</p>	<p>熊本市中央区黒髪一丁目 12番7号</p>	<p>従前の宅地                  土地の表示：熊本市春日三丁目927番3                  地 目：宅地                  登記簿地積：165.28㎡                  基準地積：165.28㎡                  土地の表示：熊本市春日三丁目927番5                  地 目：宅地                  登記簿地積：10.34㎡                  基準地積：10.34㎡                  土地の表示：熊本市春日三丁目927番12                  地 目：宅地                  登記簿地積：33.05㎡                  基準地積：33.05㎡</p> <p>仮 換 地                  街区番号：36                  画地番号：6-2                  地 積：192㎡                  仮換地の指定の効力発生の日                  ：平成24年8月1日                  仮換地について使用又は収益を開始することができる日：平成24年10月1日</p>
-----------------	------------------------------	--

公告第571号

平成24年8月6日

障害者自立支援法第59条第1項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	熊本市こころの健康センター	熊本市中央区大江五丁目1-1	平成24年7月1日～平成30年6月30日
2	東部クリニック	熊本市東区秋津新町1-28	平成24年8月1日～平成30年7月31日

公告第573号

平成24年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区荒尾一丁目1682番2、1683番2、1968番2、1704番2、1705番2、1706番2、1721番3、1722番2、1723番2、1724番2、1733番、1733番2、1734番、1734番2、1735番、1736番、1737番、1738番、1739番、1740番、1741番、1742番、1743番、1744番、1745番、1746番、1747番、1748番、1749番、1750番、1751番、1752番、1753番、1754番、1948番、1949番、1950番、1951番、1952番、1953番、1954番、1955番、1956番、1957番、1957番2、1958番、1958番2、1959番、1960番、1961番、1962番、1963番、1964番、

- 1 1965番、1966番及び市道、法定外公共物（河川）  
38883.00平方メートル
- 2 工事を完了した公共施設の種類  
下水道
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市長 幸山 政史

---

**公告第574号**

平成24年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市中央区出水八丁目551番1、551番2、552番1、552番2、553番2、554番2、610番2、623番2、624番2、627番2及び市道、里道、水路  
2947.59平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区錦ヶ丘18番24号  
大和ハウス工業株式会社 熊本支店  
支配人 平尾 豊幸

---

**公告第576号**

平成24年8月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区画図町大字重富字外無田1002番1、1003番1、1004番1、1005番1、1013番3  
1322.51平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県菊池市野間口345番地  
有限会社 オフィスエス  
代表取締役 富岡 成子

---

**公告第577号**

平成24年8月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区八分字町字水口918番1

493.02平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区土河原町524番地4  
上田 茂

---

公告第578号

平成24年8月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区上南部二丁目1510番3、1510番4、1510番5、1510番6、1510番7、1510番8、1510番9、1510番10、1510番11、1510番12、1510番13（1工区）  
1,950.07平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市御代志868番地  
上林工業 株式会社  
代表取締役 上林節郎  
熊本市南区田迎五丁目4番6号  
TAKASUGI 株式会社  
代表取締役 平島 孝典

---

公告第579号

平成24年8月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区新南部3丁目326番1、326番6、328番13、328番15、328番17  
1,601.84平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区平成三丁目16番27号  
株式会社 九建ホーム  
代表取締役 福嶋 正夫

---

公告第581号

平成24年8月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町清藤字居合 4 4 6 番 2、4 4 6 番 3、4 4 7 番、4 4 8 番、4 4 9 番及び水路  
4、9 4 5. 4 9 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区江津一丁目 1 5 番 6 号  
株式会社 横田産業  
代表取締役 横田 徳二

公 告 第 5 8 4 号

平成 2 4 年 8 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区江津二丁目 2 0 0 番 1  
2、1 3 1. 3 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区江津三丁目 7 番 1 0 号  
江藤 和義

中 央 区

中央区告示第 1 1 号

平成 2 4 年 7 月 2 7 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 4 年 7 月 2 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 1 2 号

平成 2 4 年 8 月 2 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 4 年 7 月 2 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局
-----------

## 上下水道局告示第 63 号

平成 24 年 7 月 30 日

熊本市排水設備指定工事店より異動届が提出されたので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上  
下水道局規程第 36 号）第 22 条第 4 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 202 号	熊本県熊本市中央区坪井二丁目 1 番 4 2 号 西部電気工業株式会社 取締役営業推進統括部長 小田川 仁	平成 24 年 7 月 25 日
		営業所移転

## 上下水道局告示第 64 号

平成 24 年 7 月 31 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水  
装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 737 号	熊本市中央区河原町 25 番地 出田電業設備株式会社 代表取締役 出田 晴久	平成 24 年 7 月 27 日

## 上下水道局告示第 65 号

平成 24 年 8 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第  
79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 24 年 8 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧  
に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 24 年 8 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区戸島西四丁目及び南区田井島三丁目の各一部
  - (2) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区龍田町弓削の一部
  - (3) 城南処理区  
南区城南町六田、南区城南町碓及び南区城南町島田の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番  
東部浄化センター
- (2) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
- (3) 城南処理区  
南区城南町島田 4 3 8 番地  
城南町浄化センター

上下水道局告示第 6 6 号

平成 2 4 年 8 月 8 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 8 5 号	熊本県熊本市西区池田二丁目 4 9 番 3 7 号 米田設備 代表者 米田 啓三	平成 2 4 年 8 月 2 日
第 6 8 6 号	熊本県熊本市中央区河原町 2 5 番地 出田電業設備株式会社 代表取締役 出田 晴久	平成 2 4 年 8 月 2 日

教 育 委 員 会

教委告示第 1 2 号

平成 2 4 年 7 月 3 1 日

熊本市文化財保護条例（昭和 4 2 年 3 月 2 7 日条例第 1 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の物件を熊本市指定有形文化財に指定したので同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市教育委員会委員長 大 迫 靖 雄

区分	種別	文化財の名称	所在地	所有者
有形文化財	建造物	田原の五輪塔附板碑	熊本市北区植木町豊岡 1 6 3 5 番	宿本村中久保地区
有形文化財	建造物	舞尾の六地藏板碑	熊本市北区植木町舞尾 6 4 0 番	舞尾地区

教委告示第 1 3 号

平成 2 4 年 8 月 3 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 大迫靖雄

1 日 時

平成24年8月10日（金） 午後2時から

2 場 所

マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議 案

- (1) 平成23年度熊本市一般会計決算（教育費）及び特別会計決算（奨学金貸付事業費）について
- (2) 平成24年度熊本市一般会計8月補正予算（教育費）について
- (3) 熊本市立学校施設使用条例の一部改正について
- (4) 熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案に対する意見について

4 報 告

- (1) スクールミーティングの意見交換内容について
- (2) 平成25年度熊本市立小・中学校教員採用選考試験の一次試験結果について
- (3) 公益財団法人熊本市学校給食会経営状況報告について
- (4) 平成24年度（第16回）熊本市中学生による子ども議会について
- (5) 西南戦争遺跡史跡指定に関する意見具申について
- (6) 広報広聴関係について